

令和 7 年 6 月 2 日 招 集

第 3 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和 7 年第 3 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 4 号	専決処分事項の報告について	令和 7 年 6 月 2 日		
報告第 5 号	繰越明許費繰越計算書の報告について （令和 6 年度天草市一般会計）	〃		
報告第 6 号	繰越計算書の報告について（令和 6 年度 天草市病院事業会計）	〃		
報告第 7 号	繰越計算書の報告について（令和 6 年度 天草市下水道事業会計）	〃		
報告第 8 号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	〃		
議第 5 8 号	専決処分事項の承認について（天草市税 条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 5 9 号	専決処分事項の承認について（天草市都 市計画税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 6 0 号	専決処分事項の承認について（天草市国 民健康保険税条例の一部を改正する条 例）	〃		
議第 6 1 号	天草市体育館条例の一部を改正する条 例の制定について	〃		
議第 6 2 号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営の基準に関する条例 及び天草市家庭的保育事業等の設備及 び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃		
議第 6 3 号	天草市税条例の一部を改正する条例の 制定について	〃		
議第 6 4 号	天草市税特別措置条例の一部を改正す る条例の制定について	〃		
議第 6 5 号	天草市民センター条例の一部を改正す る条例の制定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 6 6 号	財産の取得について	令和 7 年 6 月 2 日		
議第 6 7 号	令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）	〃		
議第 6 8 号	令和 7 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃		

報告第 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 7 年 4 月 8 日（火曜日）午後 2 時 50 分頃
- 2 事故発生場所 天草市天草町下田北 534 番地 1（下田北地区コミュニティセンター敷地内）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が公用車を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 168,400 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 8 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	天草市コミュニティエフエム局管理事業	78,607,000	46,578,000		28,978,000	13,800,000		3,800,000
		スポーツ施設整備事業	196,412,000	123,000,000			123,000,000		
		LPガス使用世帯価格高騰支援事業	142,973,000	142,973,000		121,437,000			21,536,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金給付事業(令和6年度国補正予算分)	237,504,000	99,514,000		99,514,000			
	3 児童福祉費	保育所等給食食材費高騰対策事業	12,210,000	12,210,000		9,767,000			2,443,000
		保育所等光熱費高騰対策事業	11,994,000	11,994,000		10,794,000			1,200,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	1,549,000	1,549,000		1,549,000			
5 農林水産業費	1 農業費	農業者支援物価高騰緊急対策事業	62,900,000	62,900,000		49,600,000			13,300,000
		畜産振興対策事業	70,441,000	70,441,000		58,701,000			11,740,000
		畜産業物価高騰緊急対策事業	21,000,000	21,000,000		11,600,000			9,400,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	33,000,000	33,000,000		22,770,000	10,200,000		30,000
	3 水産業費	魚類養殖振興事業	14,605,000	14,605,000					14,605,000
		水産業省エネ投資緊急支援事業	93,712,000	93,712,000		74,969,000			18,743,000

令和6年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	194,000,000	194,000,000		72,750,000			121,250,000
		漁業経営セーフティネット緊急支援事業	6,933,000	6,933,000		6,000,000			933,000
		津波・高潮危機管理対策事業	30,000,000	22,506,000		11,253,500	11,200,000		52,500
		水産基盤整備事業	214,505,000	61,679,000		30,839,500	30,800,000		39,500
6 商工費	1 商工費	中小企業・小規模事業者緊急支援事業	64,500,000	64,500,000		51,600,000			12,900,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	156,000,000	152,000,000		89,640,000	59,800,000		2,560,000
		市道改良(交付金)事業	96,000,000	70,000,000		38,159,000	28,800,000		3,041,000
		橋梁維持補修事業	56,272,000	56,272,000			53,400,000		2,872,000
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	6,000,000	6,000,000		6,000,000			
8 消防費	1 消防費	防災行政無線管理費	43,670,000	43,670,000					43,670,000
9 教育費	7 社会教育費	棚底城跡調査整備事業	26,708,000	26,708,000		13,354,000			13,354,000
		市民会館整備事業	52,177,000	33,367,000			31,600,000		1,767,000
		棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	44,000,000	44,000,000			41,800,000		2,200,000

令和6年度天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業(林業施設)	66,533,000	66,533,000		41,032,000	2,000,000		23,501,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設)	35,933,000	34,094,000		22,740,000	11,300,000		54,000
計			2,070,138,000	1,615,738,000		873,047,000	417,700,000		324,991,000

報告第 6 号

繰越計算書の報告について

令和 6 年度天草市病院事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要するた な卸資産の 購入限度額	説 明
						国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	病院事業公営 企業会計シス テム更新事業	円 16,400,000	円 0	円 16,400,000	円 0	円 0	円 16,400,000	円 0	円 0	システムの仕様決定及び業者選定に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
計			16,400,000	0	16,400,000	0	0	16,400,000	0	0	

報告第7号

繰越計算書の報告について

令和6年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	佐伊津処理区真空弁取替工事	990,000	0	990,000	0	900,000	90,000	0	0	令和7年1月に真空弁が故障し、早急な取替工事が必要となったが、機器の調達に約2ヶ月の期間を要し、適正工期を確保することが困難となったため。
		浄南雨水ポンプ場NO.1ポンプ外整備工事	51,700,000	0	51,700,000	0	51,700,000	0	0	0	令和6年9月にポンプが故障し、主要部品交換、分解組み立て及び調整に約10ヶ月の期間を要し、適正工期を確保することが困難となったため。
		一町田雨水ポンプ場電動側ポンプ井水位計取替工事	748,000	0	748,000	0	700,000	48,000	0	0	令和7年2月に水位計が故障し、早急な取替工事が必要となったが、機器の調達に約3ヶ月の期間を要し、適正工期を確保することが困難となったため。

令和6年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		移動脱水車規格選定設計業務委託	円 3,300,000	円 0	円 3,300,000	円 0	円 0	円 3,300,000	円 0	円 0	入札の不調不落により、適正工期を確保することが困難となったため。
		本渡浄化センター場内通路舗装工事	5,019,300	0	5,019,300	0	5,000,000	19,300	0	0	本渡浄化センター場内で実施していた他の工事との輻輳が見込まれ、工程の調整により、発注時期を調整した結果、適正工期を確保することが困難となったため。
		下田浄化センター耐震診断調査業務委託	12,000,000	0	12,000,000	4,017,783	0	7,982,217	0	0	本業務は令和7年度に執行を予定していたが、令和6年度の交付金を一部活用することが可能となり、予算を繰越して令和7年度の予算と併せて発注することになったため。
計			73,757,300	0	73,757,300	4,017,783	58,300,000	11,439,517	0	0	

報告第 8 号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 58 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専決処分書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 18 号

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 2 号中「同条第 15 項」を「同法第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 14 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附則第10条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 59 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 3 号

専 決 処 分 書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第 19 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 5 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 15 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 60 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第4号

専 決 処 分 書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第20号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成18年天草市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 6 1 号

天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例の一部を改正する条例

天草市体育館条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 3 を次のように改める。

3 体育館の 1 時間当たりの冷暖房使用料は、次のとおりとする。

(1) 天草市有明体育館 1, 5 0 0 円

(2) 天草市河浦中央体育館 2, 5 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市有明体育館の冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 2 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、

同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

（天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年天草市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力

を行う者であって」に、「者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

- ２ 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- ３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第３条中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）の施行を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 63 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「有するものに限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の天草市税条例

（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- ４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、天草市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 天草市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

- ３ 前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 4 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 1 9 年天草市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域（第 3 条において「離島振興地域」という。）内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号）第 1 条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者、」を「又は」に、「第 4 条に」を「第 3 条に」に改め、「又は半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 9 条の 4 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画（以下この条及び第 5 条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第 9 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する計画区域（第 5 条において「認定産業振興促進計画区域」という。）内において認定産業振興促進計画に定められた同法第 1 7 条各号に掲げる事業の用に供する施設若しくは設備を新設し、若しくは増設した者」を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条を削る。

第 6 条の見出し中「又は不均一課税」を削り、同条中「から前条まで」を「又は前条」に改め、「又は不均一課税」を削り、同条を第 4 条とする。

第 7 条の見出し中「又は不均一課税」を削り、同条中「から第 5 条まで」を「又は第 3 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条の見出し中「又は不均一課税」を削り、同条第 1 項中「から第 5 条まで」を「又は第

3条」に改め、「又は不均一課税」を削り、同条を第6条とする。

第9条の見出し中「又は不均一課税」を削り、同条各号列記以外の部分中「から第5条まで」を「又は第3条」に改め、「又は不均一課税」及び「若しくは不均一課税」を削り、同条第2号及び第3号中「又は不均一課税」を削り、同条を第7条とする。

第10条を第8条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年3月31日以前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域内において同法第18条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に課する固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正等を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 5 号

天草市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市民センター条例の一部を改正する条例

天草市民センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 総合武道館の項を次のように改める。

総合武道館	会議室	2 7 0 円
	柔道場	1 , 0 0 0 円
	剣道場	

別表第 5 備考を次のように改める。

（備考）

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 総合武道館柔道場又は剣道場の冷暖房を使用する場合において、観覧席部分の冷暖房を併せて使用するとき、この表に掲げる使用料に 1 時間当たり 2 0 0 円を加算する。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市民センター総合武道館柔道場及び剣道場の冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 66 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 小型動力ポンプ積載車更新に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 27,500,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市南新町9番地22
名称 本渡五和農業協同組合
代表者 代表理事組合長 吉田 誠 |

（提案理由）

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度消防小型動力ポンプ積載車購入内訳書

1 品名、対象消防団、台数、納入場所、取得金額及び取得購入の相手方

品名	対象消防団		台数	納入場所	取得金額	取得購入の相手方
	方面隊	分団・部				
小型動力ポンプ 積載車 5台	本渡	第1分団第3部	1台	天草市役所 本庁	27,500,000円	天草市南新町9番地22 本渡五和農業協同組合 代表理事組合長 吉田 誠
	天草	第1分団第1部	1台	天草市役所 天草支所		
		第4分団第2部	1台			
		第4分団第3部	1台			
	河浦	第2分団第2部	1台	天草市役所 河浦支所		

2 付属品(1台当たり)

赤色警光灯(標識灯含む)	1基
赤色点滅灯	1式
電子サイレン(マイク拡声装置付き)	1式
後退警報ブザー	1式
自動車用消火器(ABC粉末 6kg入)	1本
車輪止	1組
照明灯	1基
作業灯	1基
二つ折り梯子(鉄製 3.6m)	1脚
ホース棚カバー	1枚
ホースブリッジ(ゴム製)	1個
ホース背負器(カバー付)	1器
フロアーマット	1組

3 納入期限

令和7年12月26日

令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,656,905 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,326,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,626,183	755,770	8,381,953
	2 国庫補助金	1,301,232	755,460	2,056,692
	3 国庫委託金	18,190	310	18,500
16 県支出金		4,416,218	35,083	4,451,301
	2 県補助金	1,499,972	34,833	1,534,805
	3 県委託金	257,295	250	257,545
18 寄附金		2,515,000	10,000	2,525,000
	1 寄附金	2,515,000	10,000	2,525,000
19 繰入金		2,708,994	772,262	3,481,256
	2 基金繰入金	2,655,934	772,262	3,428,196
21 諸収入		994,414	△ 37,110	957,304
	5 雑入	933,151	△ 37,110	896,041
22 市債		6,407,700	120,900	6,528,600
	1 市債	6,407,700	120,900	6,528,600
補正されなかった款項に係る額		34,001,035		34,001,035
歳入合計		58,669,544	1,656,905	60,326,449

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,756,393	148,708	8,905,101
	1 総務管理費	7,941,527	148,708	8,090,235
3 民生費		18,798,635	874,134	19,672,769
	1 社会福祉費	5,692,727	549,049	6,241,776
	3 児童福祉費	6,886,038	324,554	7,210,592
	4 生活保護費	1,414,847	531	1,415,378
4 衛生費		6,130,645	116,930	6,247,575
	1 保健衛生費	931,546	104,228	1,035,774
	2 環境費	3,339,842	12,702	3,352,544
5 農林水産業費		2,426,633	116,433	2,543,066
	1 農業費	1,413,665	51,790	1,465,455
	2 林業費	281,189	55,553	336,742
	3 水産業費	731,779	9,090	740,869
6 商工費		2,619,320	45,845	2,665,165
	1 商工費	2,619,320	45,845	2,665,165
7 土木費		4,299,360	155,011	4,454,371
	1 土木管理費	198,285	140,775	339,060
	2 道路橋梁費	3,040,083	4,236	3,044,319
	5 都市計画費	333,257	10,000	343,257
8 消防費		1,972,004	142,829	2,114,833
	1 消防費	1,972,004	142,829	2,114,833

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		6,819,381	57,015	6,876,396
	1 教育総務費	1,606,821	250	1,607,071
	2 小学校費	738,241	7,795	746,036
	6 学校給食費	1,187,184	14,435	1,201,619
	7 社会教育費	2,892,613	34,535	2,927,148
補正されなかった款項に係る額		6,847,173		6,847,173
歳出合計		58,669,544	1,656,905	60,326,449

第2表 債務負担行為補正

1 追 加 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下田温泉センター指定管理料	令和8年度～令和9年度	18,124
学校給食調理業務等委託料(牛深・御所浦・五和学校給食センター)	令和8年度	11,587
学校給食調理業務等委託料（栖本学校給食センター）	令和8年度～令和9年度	89,712

第3表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	33,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
保健センター整備事業	44,800			

2 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	37,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	51,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
庁舎整備事業	5,700	〃	〃	〃	18,200	〃	〃	〃
農業農村整備事業	166,200	〃	〃	〃	178,300	〃	〃	〃
消防防災施設整備事業	170,600	〃	〃	〃	175,200	〃	〃	〃

令和7年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度天草市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費	1,808,468 千円	17,445 千円	1,825,913 千円
第1項 営業費用	1,748,614 千円	17,445 千円	1,766,059 千円

令和7年6月2日提出

天草市長 馬場 昭治